

九州栄養福祉大学 履修規程

1. 授 業 科 目

第1条 授業科目は大きく分けて次のとおりである。

【食物栄養学部】

(1) 基礎教養科目

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ④ 人間と科学への理解 |
| ② 人間と文化への理解 | ⑤ 語学と国際社会への理解 |
| ③ 人間と社会への理解 | ⑥ 健康と運動への理解 |

(2) 専門教育科目

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 管理栄養士基本科目 | ⑤ 食と健康分野 |
| ② 専門基礎科目 | ⑥ 食品産業・流通分野 |
| ③ 福祉分野 | ⑦ 卒業研究 |
| ④ 実践栄養分野 | |

(3) 教職に関する専門教育科目

【リハビリテーション学部】

(1) 基礎教養科目

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ③ 人間と科学への理解 |
| ② 人間と文化・社会への理解 | ④ 語学と国際社会への理解 |

(2) 専門基礎科目

- ① 人体の構造と機能及び心身の発達
- ② 疾病と障害の成り立ち及び回復の過程の促進
- ③ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

(3) 専門教育科目

<理学療法学科>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 基礎理学療法学 | ④ 理学療法治療学 |
| ② 理学療法管理学 | ⑤ 地域理学療法学 |
| ③ 理学療法評価学 | ⑥ 臨床実習 |

<作業療法学科>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 基礎作業療法学 | ④ 作業療法治療学 |
| ② 作業療法管理学 | ⑤ 地域作業療法学 |
| ③ 作業療法評価学 | ⑥ 臨床実習 |

(4) 資格取得に関する科目

2. 履修方法

第2条 本学卒業の資格を得るためには、4年以上在学し、124単位以上を取得しなければならない。

第3条 履修の方法は、次の基準による。

【食物栄養学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門教育科目 100 単位以上取得しなければならない。
- (2) 栄養士の資格および管理栄養士の国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則および管理栄養士学校指定規則に規定する単位を取得しなければならない。

【リハビリテーション学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門基礎科目および専門科目 104 単位もしくは 108 単位以上取得しなければならない。
- (2) 理学療法士または作業療法士の国家試験受験資格を得ようとする者は、理学療法士及び作業療法士法、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に規定する単位を取得しなければならない。

第4条 単位の計算は次の基準による。

- (1) 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験・実習および実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

第5条 各年次の学生が履修する授業科目および単位数は別表の履修単位表のとおりである。履修する授業科目の選択にあたっては、履修単位表に指示する履修の順序に従わなければならない。

2 授業科目の履修制限を以下のとおり定める。

【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 履修指導において、「基礎化学」の履修を義務付けられた者は、「基礎化学」の単位を取得していなければ、化学を履修できない。
2. 履修指導において、「基礎生物学」の履修を義務付けられた者は、「基礎生物学」の単位を取得していなければ、「生化学Ⅰ」を履修できない。
3. 別途定める臨地実習科目を履修するために必要な単位を取得していなければ、臨地実習科目を履修できない（86～87 頁）。

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」および「臨床実習Ⅴ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」および「臨床実習Ⅴ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

3. 受 講

第6条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に基礎教養科目、専門教育科目または専門基礎科目、専門科目について希望の授業科目を選択して履修登録を行い（原則 UNIPA を利用）、教務課に提出し、授業担当者および学長の承認を得なければならない。ただし、選択の範囲は時間割、その他の都合によって制限されることがある。

なお、選択した選択科目を中止（変更）するときは、授業担当者を通じて学長に届出（願出）しなければならない。

ただし、科目変更は受講指導期間内に限る。

- 2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。ただし、次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。
 - (1) 教職に関する専門教育科目
 - (2) 学長が認めた科目
- 3 前項の規定にかかわらず、次の者は教務部長の許可を得て、登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
 - (1) 所定の単位を優れた成績をもって取得した者
 - (2) 相当な理由により、学長がとくに認めた者

第7条 選択科目は年度によって開講しないことがある。開講した授業科目でも、受講者数が10名に満たない場合には、開講を取り止めることがある。

第8条 各授業科目は、その内容、教室の都合によって受講人員を制限することがある。

4. 進級制度

第9条 進級制度を以下のとおり定める。

【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ① 「キャリアガイダンスⅡ」の単位を取得すること。
 - ② 2年次までに開講されるすべての卒業必修の実験・実習科目の単位を取得すること（集中で実施されるものは除く）。
 - ③ 2年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未修得科目が前期あるいは後期で2科目以内かつ通年で3科目以内であること。

なお、進級できなかった場合、「キャリアガイダンスⅡ」の単位は認定されない（再履修とする）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

3年次までに開講されるすべての卒業必修科目の単位を取得すること（集中で実施される実験・実習、「臨地実習Ⅲ」は除く）。

編入生で時間の都合上やむを得ず履修できないと認められる科目については、この限りではない。

なお、進級できなかった場合、「キャリアデザイン」の単位は認定されない（再履修とする）。

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 2年次までに開講される卒業必修科目をすべて修得すること（ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学Ⅱ」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得すること。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。

2年次までに開講される卒業必修科目をすべて修得すること（ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学Ⅱ」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。

3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得すること。

5. 科目等履修生

第10条 学則第66条により科目等履修生として受講を希望する者は、所定の「科目等履修生願書」に履歴書、最終学校卒業証明書および健康診断書を添えて学長に願い出なければならない。

2 科目等履修生に対する審議は次の基準による。

- (1) 正規の学生の学習の妨げのない場合に限る。
- (2) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者。
- (3) 身元確実な保証人を有する者。

3 科目等履修生の受講許可は毎学期始めに行う。

4 受講の期間は1期または1年とする。

5 科目等履修生は1単位の講義・演習もしくは実習・実技に対して10,000円の受講料を定められた期日までに納めなければならない。

6 この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については教授会の議によるものとする。

6. 特別聴講学生

第11条 学則第67条により特別聴講学生として受講を希望する者は、所定の「特別聴講履修願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

7. 外国人留学生

第12条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に対する審議は次の基準による。

- (1) 外国において12年の学校教育課程を修了した者。
- (2) 出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者。
- (3) 日本の大学で学ぶのに十分な日本語能力を有する者。
- (4) 本学に入学を志願する者は、次の書類に受験料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 入 学 願 書 | ⑦ 外国人登録済証明書 |
| ② 履 歴 書 | ⑧ 在日の身元保証人保証書 |
| ③ 卒 業 証 明 書 | ⑨ 保証人の身元引受証明 |
| ④ 成 績 証 明 書 | ⑩ 保証人の誓約書 |
| ⑤ 健 康 診 断 書 | ⑪ 保証人保証書 |
| ⑥ 誓 約 書 | ⑫ 学費等の支弁能力を立証する証明書 |

(5) 選考は、出願書類、学力試験、作文ならびに面接（保証人を含む）の結果を総合して行うものとする。

(6) 保証人は1名とし、日本国に在住し、在学中に一切の連帯責任を負えると本学が認めた者

でなければならない。

- (7) 入学後、本人または保証人の責任により、修学上著しい支障を生じたときは、退学を命ずることがある。
- (8) 外国人留学生の定員は別に定める。
- (9) 本規定は外国人科目等履修生にも準用する。

附 則

この改正規定は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規定は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

GPA制度について

本学では GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 制度を導入しています。GPA は皆さんが自身の成績状況を的確に把握するための指標です。自身の GPA を把握し、無理のない履修計画を立て、主体的に学習に取り組んでください。

1. GPAの算出方法

(1) 各科目の GP

各科目の GP (グレード・ポイント) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$GP = \frac{\text{100点法による評点} - 55}{10}$$

上記の計算式により、各科目の GP が以下のように求まる。

評点	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	—
評価	秀	優	良	可	不可、失格	認定
GP	4.5～3.5	3.4～2.5	2.4～1.5	1.4～0.5	0.0	除外

(2) 学期 GPA

各科目の GP と単位数から、学期 GPA (学期に取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{当該学期の【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

(3) 通算 GPA

通算 GPA (入学時から今学期までに取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

2. 表彰や奨学制度への活用

卒業時等における成績優秀者への各種表彰や奨学金に関わる選考にあたり GPA の値を活用する。

3. 再履修・履修取消等における取扱い

(1) 再履修科目

不合格科目を再履修し、合格となった科目は、合格の評価が与えられた学期の学期 GPA および通

算 GPA に算入し、再履修前の不合格評価については、通算 GPA に算入しない。ただし、不合格の評価を与えられた学期の学期 GPA には算入する。

(2) 履修取消等

履修登録をして、学期途中で出席しなくなった科目についても GPA の計算対象となる。履修登録変更期間中に履修取消手続きを行った科目については、GPA の計算対象にならない。

4. GPA の通知

学生に対しては GPA を適宜通知するので、自身の GPA について把握し、学修に役立てるようにすること。

保護者に対しては、各学年の年度末に成績通知を発送する。

5. GPA と学修指導

(1) GPA の値が良好な者

困難な履修計画を防止するため、学期中に履修できる単位数に上限を定める (CAP 制)。ただし、GPA の値が良好な学生については「学修意欲が高い」「余裕がある」と判断して、上限以上の履修を認める場合がある。

(2) GPA の値が不良な者

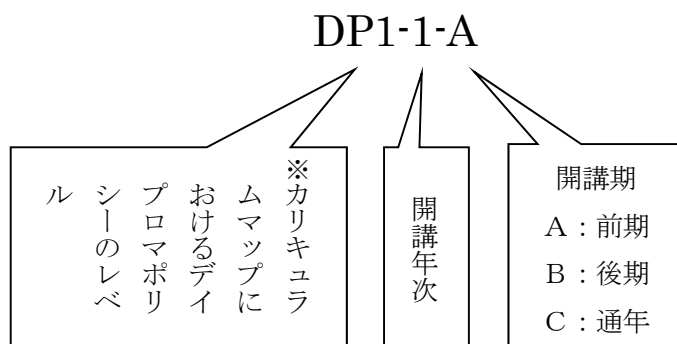
①GPA の値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行う。とくに指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行うこともある。

②学期 GPA が 3 学期連続して 1.00 未満の学生には学長が指導および進路変更を促す。ただし、通算 GPA が 1.00 以上の場合と①の指導がなされていない場合は、この対象とはしない。

ナンバリングについて

ナンバリングとは授業科目に適切な番号を付し、分類することで学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みです。

本学のナンバリングは、以下のことを表します。



免許状・資格取得に必要な最低修得単位

1. 栄養教諭一種免許状

基礎資格		栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を有し、かつ同法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けている、乃至同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、学士の学位を有すること。 ・日本国憲法 2単位以上 ・コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ 2単位以上 ・実用英語の基礎Ⅰ・Ⅱ 2単位以上 ・健康スポーツ科学Ⅰ 2単位以上		
		教育職員免許法施行規則に定める科目	履修科目	単位
教職に関する専門教育科目	栄養に係る教育にする科目 (4単位)	児童・生徒の栄養指導Ⅰ		2
		児童・生徒の栄養指導Ⅱ		2
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	1
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	1
	生徒指導、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と方法	1
			総合的な学習と特別活動	1
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	1
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	教育相談 (カウンセリング含む)	2
	教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習	1
			栄養教育実習事前・事後指導	1
教職実践演習		教職実践演習 (栄養教諭)	2	

2. 栄 養 士

教育内容	単位数		科 目 名	単位数	
	講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義又 は演習	実験又 は実習
社会生活と健康	4	4	公 衆 衛 生 学 I	2	
			社 会 福 祉 論	2	
			社会生活と健康の合計単位数	4	
人体の構造と機能	8		解 剖 生 理 学 I	2	
			解 剖 生 理 学 II	2	
			生 化 学 I	2	
			運 動 生 理 学	2	
			生 化 学 実 験		1
			解 剖 生 理 学 実 験		1
			人体の構造と機能の合計単位数	8	2
食 品 と 衛 生	6		食 品 学 総 論	2	
			食 品 衛 生 学	2	
			食 品 加 工 学	2	
			食 品 学 実 験 I		1
			食 品 衛 生 学 実 験		1
			食 品 と 衛 生 の 合 計 単 位 数	6	2
栄 養 と 健 康	8		基 礎 栄 養 学	2	
			応 用 栄 養 学 I	2	
			臨 床 栄 養 学 I	2	
			臨 床 栄 養 学 II	2	
			基 礎 栄 養 学 実 験		1
			応 用 栄 養 学 実 習		1
			臨 床 栄 養 学 実 習 I		1
			臨 床 栄 養 学 実 習 II		1
			栄 養 と 健 康 の 合 計 単 位 数	8	4
栄 養 の 指 導	6		栄 養 教 育 論 I	2	
			栄 養 教 育 論 II	2	
			公 衆 栄 養 学 I	2	
			栄 養 教 育 論 実 習 I		1
			栄 養 教 育 論 実 習 II		1
			栄 養 指 導 の 合 計 単 位 数	6	2
			給 食 の 運 営	4	調 理 学
給 食 管 理	2				
調 理 学 実 習 I					1
調 理 学 実 習 II		1			
調 理 学 実 習 III		1			
臨 地 実 習 III (特 定 給 食 施 設)		1			
給 食 の 運 営 の 合 計 単 位 数	4	4			
小 計	36	14	小 計	36	14
合 計	50		合 計	50	

3. 管理栄養士

教育内容		単位数		科目名	単位数		
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義又 は演習	実験又 は実習	
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と 健康	6	10	健康管理概論	2		
				公衆衛生学Ⅰ	2		
				公衆衛生学Ⅱ	2		
				社会福祉論	2		
	社会・環境と健康の小計				8		
	人体の構造 と機能及び 疾病の成り 立ち	14		解剖生理学Ⅰ	2		
				解剖生理学Ⅱ	2		
				生化学Ⅰ	2		
				生化学Ⅱ	2		
				病態生理学	2		
				疾病の成り立ちと病態	2		
				運動生理学	2		
				微生物学	2		
	生化学実験			1			
解剖生理学実習		1					
解剖生理学実習		1					
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち				16	3		
食べ物と健 康	8	食品学総論	2				
		食品衛生学	2				
		食品加工学	2				
		調理学	2				
		食品学実験Ⅰ		1			
		食品学実験Ⅱ		1			
		食品加工学実習		1			
		食品衛生学実習		1			
		調理学実習Ⅰ		1			
		調理学実習Ⅱ		1			
		調理学実習Ⅲ		1			
食べ物と健康の小計				8	7		
		28	10	専門基礎分野小計	32	10	

教育内容		単位数		科目名	単位数		
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義又 は演習	実験又 は実習	
専 門 分 野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	2	1	
				基礎栄養学 実験		1	
	基礎栄養学の小計				2	1	
	応用栄養学	6		応用栄養学 I	2		
				応用栄養学 II	2		
				応用栄養学 III	2		
				応用栄養学 実習		1	
				応用栄養学の小計			
	栄養教育論	6		栄養教育論 I	2		
				栄養教育論 II	2		
				栄養教育論 III	2		
				栄養教育論 実習 I		1	
				栄養教育論 実習 II		1	
				栄養教育論の小計			
	臨床栄養学	8		臨床栄養学 I	2		
				臨床栄養学 II	2		
				臨床栄養学 III	2		
				食物とアレルギー I	2		
臨床栄養学 実習 I				1			
臨床栄養学 実習 II				1			
臨床栄養学の小計				8	2		
公衆栄養学	4	公衆栄養学 I	2				
		公衆栄養学 II	2				
		公衆栄養学 実習 (学内)		1			
		公衆栄養学の小計				4	1
給食経営管理論	4	給食管理論	2				
		給食経営管理論	2				
		給食管理 実習		1			
		給食経営管理論の小計				4	1
総合演習	2	食健康センター活動 (演習)	1				
		臨地実習指導 (演習)	1				
		総合演習の小計				2	
臨地実習	4	臨地実習 I (病院・介護老人保健施設)		2			
		臨地実習 II (保健所・保健センター・病院・介護老人保健施設)		1			
		臨地実習 III ※ (特定給食施設)		1			
		臨地実習の小計				4	
		32	12	専門分野の小計	32	12	
		82		合計	86		

※給食の運営に係る校外実習を含む。

栄養士法、同法施行令および同法施行規則に定める教育課程を修了し、管理栄養士課程を卒業した者には栄養士免許が与えられるとともに、管理栄養士国家試験の受験資格が与えられる。

栄養士・管理栄養士については、栄養士法第1条において次のように定義されている。

栄養士

「都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう」(栄養士法第1条第1項)。

管理栄養士

「厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう」(栄養士法第1条第2項)。

管理栄養士の国家試験科目は次の9科目である(栄養士法施行規則第15条)。

- | | | |
|-----------|--------------------|--------|
| ①社会・環境と健康 | ②人体の構造と機能及び疾病の成り立ち | |
| ③食べ物と健康 | ④基礎栄養学 | ⑤応用栄養学 |
| ⑥栄養教育論 | ⑦臨床栄養学 | ⑧公衆栄養学 |
| ⑨給食経営管理論 | | |

4. 理学療法士

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた教育内容・単位数			授 業 科 目	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	キャリア教育	2	
			スタートアップ教育Ⅰ	1	
			スタートアップ教育Ⅱ	1	
			健康と栄養	}	2※
			北九州市のノーマライゼーション		
			食と農園		
			医療人のための教育学Ⅰ	2	
			社会福祉と地域ケア	2	
			医学倫理学	2	
			基礎心理学	}	4※
			医療人のための教育学Ⅱ		
			医療人のための哲学		
			医療人のための法学		
			基礎生物学	}	2※
			基礎物理学		
			基礎化学		
			医療人のための科学		
			情報処理演習Ⅰ	1	
			情報処理演習Ⅱ	1	
			健康スポーツ科学	1	
			実用英語の基礎Ⅰ	1	
			英会話Ⅰ	1	
			実用英語の基礎Ⅱ	}	1※
			英会話Ⅱ		
フランス語の基礎					
中国語の基礎					
			韓国語の基礎		
			*上記のうち選択必修単位		
			小計	24	

専門基礎 分野	人体の構造と機能及び 心身の発達	12	解剖学Ⅰ	2
			解剖学Ⅱ	2
			生理学Ⅰ	2
			生理学Ⅱ	2
			解剖生理学総合実習	1
			運動学Ⅰ	2
			運動学Ⅱ	2
			人間発達学	2
			小計	15
		疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	14	病理学
臨床心理学	2			
小児科学	2			
内科学	2			
整形外科学	2			
神経内科学	2			
精神医学Ⅰ	2			
臨床医学とリハビリテーション	2			
リハビリテーション栄養学	2			
小計	18			
保健医療福祉とリハビリテ ーションの理念	4	リハビリテーション概論	2	
		地域保健学	2	
		臨床統計	1	
	小計	5		
専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法学概論	2
			理学療法ゼミナールⅠ	1
			理学療法ゼミナールⅡ	1
			理学療法ゼミナールⅢ	1
			理学療法基礎演習	} 1※
			理学療法総合研究	
			理学療法研究法演習	
	小計	7		
	理学療法管理学	2	理学療法管理学	2
			小計	2
理学療法評価学	6	理学療法評価学Ⅰ	2	
		理学療法評価学Ⅱ	1	
		理学療法評価学Ⅲ	1	
		理学療法評価学統合演習Ⅰ	1	
		理学療法評価学統合演習Ⅱ	1	
		動作分析演習Ⅰ	1	
		動作分析演習Ⅱ	1	

			小計	8
理学療法治療学	20	運動療法学概論		2
		運動療法学演習		1
		物理療法 I		1
		物理療法 II		1
		義肢装具学		2
		高次脳機能理学療法		1
		中枢神経疾患理学療法 I		1
		骨・関節疾患理学療法 I		1
		神経・筋疾患理学療法		1
		内部疾患理学療法 I		1
		小児理学療法 I		1
		義肢装具学演習		1
		中枢神経疾患理学療法 II		1
		骨・関節疾患理学療法 II		1
		内部疾患理学療法 II		1
		小児理学療法 II		1
		日常生活活動演習		1
		理学療法総合演習 I		1
		理学療法総合演習 II		1
		高齢期理学療法学		2
スポーツ系理学療法	}	2※		
パラスポーツ				
先端医療と理学療法				
性差医療と理学療法				
			予防理学療法	
			小計	25
地域理学療法学	3	生活環境論		2
		地域理学療法学		2
			小計	4
臨床実習	20	臨床実習 I		1
		臨床実習 II		4
		臨床実習 III		7
		臨床実習 IV		7
		臨床実習 V		1
			小計	20
合 計	101			128

「単位数」欄 ※選択必修科目をそれぞれ必要単位数修得すること

5. 作業療法士

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた教育内容・単位数		授 業 科 目	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	キャリア教育	2
			スタートアップ教育Ⅰ	1
			スタートアップ教育Ⅱ	1
			健康と栄養	} 2※
			北九州市のノーマライゼーション	
			食と農園	
			医療人のための教育学Ⅰ	2
			社会福祉と地域ケア	2
			医学倫理学	2
			基礎心理学	} 4※
			医療人のための教育学Ⅱ	
			医療人のための哲学	
			医療人のための法学	
			基礎生物学	} 2※
			基礎物理学	
			基礎化学	
			医療人のための科学	
			情報処理演習Ⅰ	1
			情報処理演習Ⅱ	1
			健康スポーツ科学	1
			実用英語の基礎Ⅰ	1
			英会話Ⅰ	1
			実用英語の基礎Ⅱ	} 1※
			英会話Ⅱ	
	フランス語の基礎			
	中国語の基礎			
		韓国語の基礎		
		* 上記のうち選択必修単位		
		小計	24	

専門基礎 分野	人体の構造と機能及び 心身の発達	12	解剖学Ⅰ	2
			解剖学Ⅱ	2
			生理学Ⅰ	2
			生理学Ⅱ	2
			解剖生理学総合実習	1
			運動学Ⅰ	2
			運動学Ⅱ	2
			人間発達学	2
			小計	15
		疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	14	病理学
臨床心理学	2			
小児科学	2			
内科学	2			
整形外科学	2			
神経内科学	2			
精神医学Ⅰ	2			
精神医学Ⅱ	2			
臨床医学とリハビリテーション	2			
リハビリテーション栄養学	2			
小計	20			
保健医療福祉とリハビリテ ーションの理念	4	リハビリテーション概論	2	
		地域保健学	2	
		臨床統計	1	
	小計	5		
専門分野	基礎作業療法学	5	作業療法学概論	2
			基礎作業演習Ⅰ	1
			基礎作業演習Ⅱ	1
			基礎作業実習	1
			作業療法ゼミナールⅠ	1
			作業療法ゼミナールⅡ	1
		小計	7	
	作業療法管理学	2	作業療法管理学	2
			小計	2
	作業療法評価学	5	作業療法評価学	2
身体機能作業療法評価演習Ⅰ			1	
身体機能作業療法評価演習Ⅱ			1	
精神機能作業療法評価演習			1	
高次脳機能作業療法評価演習			1	
発達期作業療法評価演習			1	
生活機能評価			1	

			小計	7
作業療法治療学	19	運動器疾患作業療法学		2
		中枢神経疾患作業療法学		2
		内部疾患作業療法学		2
		精神疾患作業療法学Ⅰ		2
		精神疾患作業療法学Ⅱ		2
		発達期作業療法演習Ⅰ		1
		発達期作業療法演習Ⅱ		1
		義肢装具学		2
		高次脳機能作業療法演習		1
		高齢期作業療法演習		1
		日常生活活動支援		1
		生活支援工学		2
		作業療法研究法		1
		臨床作業療法演習		1
		作業療法基礎演習		1
		作業療法専門演習		1
		手の機能と ICT	}	1※
		地域精神保健作業療法演習		
		認知症ケア支援		
		パラスポーツ		
福祉住環境演習				
作業療法総合研究				
小計	23			
地域作業療法学	4	地域作業療法学		2
		地域マネジメント演習		1
		職業関連支援		1
		小計	5	
臨床実習	22	臨床実習Ⅰ		2
		臨床実習Ⅱ		4
		臨床実習Ⅲ		8
		臨床実習Ⅳ		8
		臨床実習Ⅴ		1
		小計	23	
合計	101			132

「単位数」欄 ※選択必修科目をそれぞれ1科目ずつ修得すること

理学療法士及び作業療法士法、同法施行令および理学療法士作業療法士養成施設指定規則に定める教育内容を修め、理学療法士・作業療法士養成課程を修了した者は、理学療法士または作業療法士国家試験の受験資格を取得できる。

理学療法士・作業療法士については、理学療法士及び作業療法士法第2条において次のように定義されている。

理学療法士

『理学療法』とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること」をいい、『理学療法士』とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう（理学療法士及び作業療法士法第2条第1項、第3項）。

作業療法士

『作業療法』とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること」をいい、『作業療法士』とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう（理学療法士及び作業療法士法第2条第2項、第4項）。

理学療法士・作業療法士の国家試験科目は、以下の通りである（理学療法士及び作業療法士法施行規則第8条）。

(1) 一般問題

- ①解剖学 ②生理学 ③運動学 ④病理学概論 ⑤臨床心理学
- ⑥リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）
- ⑦臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法又は作業療法

(2) 実地問題

- ①運動学 ②臨床心理学 ③リハビリテーション医学
- ④臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法又は作業療法

「園芸療法士」資格認定に関する履修細則

「園芸療法士」の資格を得ようとする者は、学則第7条によるほか、全国大学実務教育協会の「園芸療法士資格認定に関する規程」に定める次の必修科目を修得しなければならないものとする。

園	芸	概	論	2	単位
園	芸	療	法	の	基
園	芸	療	法	の	基
園	芸	療	法	実	習
園	芸	療	法	実	習
園	芸	療	法	実	習
食	と	農	園	1	単位
食	と	農	園	1	単位
ガ	ー	デ	ニ	ン	グ
ガ	ー	デ	ニ	ン	グ
ガ	ー	デ	ニ	ン	グ

臨地実習科目に関する履修細則（食物栄養学科）

1. 別表 1 に指定する授業科目の単位を取得していなければ、臨地実習科目を履修できない。なお、編入生で時間の都合上やむを得ず履修できないと認められる科目については、この限りではない。

- ・前学期までに開講される科目については単位を取得していること。
- ・同学期に開講される科目（※印）については履修していること。

2. 3 年次に開講される「臨地実習指導（演習）」を履修していなければ、臨地実習科目を履修できない。

3. 本学科の『臨地実習の手引き』に記載されている事項を遵守していなければ、臨地実習科目を履修できない。

（臨地実習の中止）

1. 臨地実習期間中に次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、実習を中止させることがある。

- (1) 本学科の『臨地実習の手引き』に記載されている事項に反した場合。
- (2) 実習施設の定める諸規定または指導者の指示に反した場合。

附 則

1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

臨地実習科目	実習施設・開講時期	科目
臨地実習 I	病院・介護老人保健施設 3年後期	基礎栄養学
		病態生理学
		応用栄養学 I
		応用栄養学実習
		臨床栄養学 I
		臨床栄養学 II
		臨床栄養学 III
		臨床栄養学実習 I
		臨床栄養学実習 II ※
		給食管理
		給食経営管理論
		給食管理実習
		調理学実習 I
		調理学実習 II
		調理学実習 III
		食品衛生学
		栄養教育論 I
		栄養教育論 II
栄養教育論実習 I		
臨地実習 II	保健所・保健センター・病院・介護老人保健施設 3年通年	健康管理概論
		公衆衛生学 I ※
		応用栄養学 I
		応用栄養学 II
		栄養教育論 I
		栄養教育論 II
		栄養教育論実習 I
		公衆栄養学 I
		公衆栄養学 II ※
公衆栄養学実習 (学内) ※		
臨地実習 III	特定給食施設 3年通年	給食管理
		給食経営管理論 ※
		給食管理実習 ※
		調理学実習 I
		調理学実習 II
		調理学実習 III
		応用栄養学実習
		食品衛生学
		栄養教育論 I
		栄養教育論 II
		栄養教育論実習 I

※の科目については、履修中であること。

他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関する規程

第1条 学則第26条第3項に基づく他の大学等における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

第2条 他の大学等における授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ当該大学等との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の大学等での履修期間中の身分は、当該大学等の定めによる特別聴講学生とし、当該大学等の学則および指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の大学等での修業期間は、本学の在学期間に算入する。

第5条 他の大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する学科の授業科目とする。

- 2 他の大学等で履修した科目について修得した単位は、教授会で適当と認められたものについて、60単位を限度として設定することができる。

第6条 他の大学等において、授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 学部長の推薦書

第7条 他の大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行う。

第8条 その他の事項については、当該大学等との協議に基づいて、別にこれを定める。

附 則

- 1 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

入学前の既修得単位の認定に関する規程

第1条 学則第28条第4項に基づく入学前の既修得単位の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 入学前に修得した科目および単位の認定は、当該学生の所属する学科の授業科目とし、合計60単位を超えない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

第3条 入学前の既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書
- (2) 単位修得・成績に関する証明書
- (3) 修得科目の授業内容を示す文書

第4条 入学前の既修得単位の認定は教務委員会が審査し、教授会の議を経て学長が行う。

第5条 入学前の既修得単位の認定の結果については教務課より本人に通知する。

附 則

1 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。